

奈良県立医科大学学長の任期を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学定款第12条第1項の規定により、奈良県立医科大学学長(以下「学長」という。)の任期を定める。

(学長の任期)

第2条 学長の任期は、4年とする。

2 再任は二回までとし、通算12年を超えないものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年9月20日から施行し、改正後の奈良県立医科大学学長の任期を定める規程第2条第2項の規定は、平成30年4月1日以後に任命される学長の任期から適用する。

(経過措置)

2 平成30年4月1日前に任命された学長について改正後の奈良県立医科大学学長の任期を定める規程第2条第2項の規定を適用する場合には、同日前の任命に係る任期を含むものとする。